



第2章 支え合う健やかなまちづくり (健康・福祉部門)

私たちは、

「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」をめざします。

ライフステージや障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域で支え合う共生のまちづくりをめざします。

地域の様々な役割を担う関係者と行政との密接な連携や、保健・医療・福祉の充実により、世帯が抱える様々な課題に包括的な対応ができるまちづくりをめざします。

スポーツに親しむ機会や、心と身体の健康づくりなどを通じて、人と人がつながり、心豊かで健やかに暮らせるまちづくりをめざします。



namarin

なまりん

yoshikawa city



第1節 共に支え合う地域福祉の推進

第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進

第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障

第5節 地域医療体制の充実

第6節 生涯を通じた健康づくりの推進

第7節 スポーツでつながるまちづくり

第1節 共に支え合う地域福祉の推進



■ 施策の目的

- 地域における一人ひとりの主体的な支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。

1 現状と課題

少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など社会構造が変化中、ダブルケア*、8050問題*、ひきこもり、ヤングケアラー*、孤立死、自殺など、地域生活課題は複雑化・複合化しています。

このような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、様々な課題に対する包括的な支援体制が求められています。また、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「受ける側」という関係を超えて、地域における多様な主体が「我が事」として参画することが必要であることから、社会福祉協議会や民生委員・児童委員*をはじめ、地域住民、団体、事業者等の多様な連携が一層重要となります。

近年、市内では地域食堂やフードパントリー*といった活動が始まるなど、新たな動きも見られます。引き続き、地域共生に資する活動を支援するとともに、自主的な活動が生まれやすい福祉意識の醸成に努めることにより、多様性を尊重し合いながら、支え合い、誰もが暮らしの中で生きがいを持てる地域を共に創っていく地域共生社会*の実現が求められています。

2 施策の展開

(1) 支援体制の構築

- ① 関係機関等と共に、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応できる包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ② 支援や配慮が必要な方が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を充実します。

(2) 地域福祉活動の支援

- ① 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員や、地域福祉の担い手となる市民、自治会、NPO、ボランティア組織等の地域福祉活動を支援します。
- ② 市民が多様な福祉活動に参加しやすい仕組みや機会の提供に努めます。



(3) 福祉意識の醸成

- ① 福祉講座等を通じて福祉意識の醸成や知識の向上を図り、地域福祉の担い手を増やし、地域による支え合いの強化を図ります。
- ② 福祉活動への理解や、他者への理解・思いやりを深める福祉教育を推進します。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ゲートキーパー*養成研修受講者数	人	19 (令和2年度)	150 (R4年度~R8年度)
社会福祉協議会のボランティアセンター登録者数	人	553 (令和2年度)	600 (令和8年度)
助け合い、支え合う地域であると感じる市民の割合(市民意識調査)	%	—	50.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 地域での助け合い等について理解を深めます。
- ▶ 身近なところから自ら何ができるかを考え、主体的に地域福祉活動に参加することに努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市地域福祉計画(地域福祉課)
- 吉川市自殺対策計画(地域福祉課)



地域食堂の様子



赤い羽根共同募金のボランティア



第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進



施策の目的

- 生きがいを持って、高齢者が元気で活躍することをめざします。
- 地域のつながりの中で、高齢者が安心して住み慣れた地域で自立した生活ができることをめざします。

1 現状と課題

超高齢社会の進展による様々な課題が懸念されていますが、「人生100年時代」と言われる中であって、高齢者が生涯を通じた社会参加により、健康を維持しながら、生きがいを持って活躍する社会づくりが求められています。

市内においても、自立生活に不安のある高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制の充実が求められており、NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など多様な主体との連携とともに、核となる人材の発掘や育成を進める必要があります。

また、健康寿命を延ばすため、運動の習慣をつくる介護予防教室の充実に加え、介護を必要としない（必要とする時期を遅らせる）健康な身体づくりを推進するためのフレイル*予防の重要性も高まっています。

さらに、このような状況に加え、介護が必要となった場合においても、高齢者が住み慣れた地域で尊厳の保持と自立した生活が継続できるよう、地域包括ケアシステム*の更なる推進と介護保険制度による必要なサービスが提供できる体制の確保と充実を図る必要があります。



老人福祉センター「シニア活動センターぱれっと」



2 施策の展開

(1) 高齢者の社会参加の促進

- ① 生きがいを持って生活できるよう、老人福祉センター事業の充実や地域の人たちとふれあえる地域サロン事業*の拡充など、交流機会の確保を図ります。
- ② 社会参加を促進するため、高齢者の文化・スポーツ活動や子どもたちとの世代間交流への支援を行います。
- ③ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会拡大に向けた取組に対する各種団体等の活動に対する支援を行います。

(2) 地域の支え合いの向上

- ① 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター*、自治会、民生委員・児童委員など関係する機関の連携による住民主体の活動の支援を行います。
- ② 健康づくり・介護予防リーダー*、ウォーキングリーダー*、認知症キャラバン・メイト*といった地域で高齢者を支える地域活動の担い手の養成を図ります。

(3) 高齢者の日常生活の支援

- ① 生活に不安を抱える高齢者に対し支援を行う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域と連携して見守り活動を行います。
- ② 自立した生活が送れるよう、家事援助等の生活支援サービスの充実を図ります。
- ③ 医療・介護・生活支援サービス等を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- ④ 成年後見制度*の活用など、権利擁護体制の整備充実を図ります。
- ⑤ 高齢者虐待の予防や早期発見による迅速な対応を図るとともに、様々な困難な課題を持つ高齢者に対して必要な保護や支援に努めます。
- ⑥ 介護者（ケアラー）が相談しやすい環境を充実させるとともに、必要な支援の提供に努めます。



(4) 介護予防の充実

- ① なまらん体操*による地域型介護予防教室を促進するとともに、フレイルチェックの実施に向けた環境の整備や認知症予防など、多様な介護予防事業を推進します。
- ② 認知症に対して正しく理解できるよう、認知症サポーター*やキッズサポーター*を養成するとともに、認知症の早期発見のための普及啓発や支援を図ります。
- ③ 高齢者自身が、介護保険施設や地域支援事業等の場でボランティア活動を行い、自身の介護予防へとつなげていく介護支援ボランティア制度を推進します。

(5) 介護保険事業の充実

- ① 介護保険事業が円滑に運営され、要介護等の認定を受けた方が必要なサービスを受けられるよう、介護サービス事業者との連携によりサービス提供体制の確保を図り、サービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ② 利用者が介護サービスを円滑に利用できるよう、情報提供します。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
75歳から79歳の要介護認定率	%	12.5 (令和2年度)	12.5未満 (令和8年度)
高齢者福祉の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)	%	58.6 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の健康管理に努めます。
- ▶ 高齢者やその介護者を孤立させないよう、地域での支え合いに努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(長寿支援課)





高齢者趣味の作品展



いきいき運動教室



第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進



施策の目的

- 障がいのある方もない方も、互いに尊重しながら、障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会をめざします。

1 現状と課題

障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合える共生社会の実現が求められている一方で、障がいを持つ方も年々増加し、障がい者や家族等の高齢化等により、障がい福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がい者や家族が相談しやすい相談支援体制の充実や、地域や職場における障がいに対する理解の促進が重要となります。また、障がい者の能力や適性に応じた就労の場の確保やグループホーム*の整備促進など、障がい者の自立した生活のための取組も求められています。

引き続き、障がいの理解・啓発を図りながら、「親亡き後」も見据え、様々な角度から支援していく必要があります。

2 施策の展開

(1) 障がい者の社会参加の促進

- ① 障がい者が地域で自分らしく暮らすことができるよう、外出支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動への参加を促進します。
- ② 障がい者の能力や適性に応じた雇用につながるよう支援するとともに、障がい者就労支援センターの機能充実を図り、雇用についての啓発活動と就労の場の確保に努めます。
- ③ 公共施設、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての方にやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

(2) 地域の支え合いの向上

- ① あいサポート運動*を推進するとともに、障がい者を支援する手話通訳者、ボランティア等の人材の育成に努めます。
- ② 共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解の促進、差別や偏見の解消など、障がい者の権利擁護を推進します。



あいサポート運動ハンドブック



(3) 障がい者の地域生活の支援

- ① 障がいについての様々な相談に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、自立に向けたサービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる在宅サービスの充実に努めます。
- ③ 親亡き後も見据え、障がい者の地域生活を支援するために設置された基金を有効に活用しながら、グループホームの整備の促進など、自立した生活を送るための取組を進めます。

(4) 適切な保健・医療と療育の提供

- ① 障がいの状態に応じて必要とされる保健サービスや医療が的確に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、障がい者の健康や機能の維持を図ります。
- ② 市の中心的な療育施設としてこども発達センターの機能強化を進め、関係機関と連携し、発育や発達に心配のある子どもの保護者に対する相談支援の充実や周知啓発を図りながら、早期療育の提供に努めます。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
市内グループホームの定員	人	42 (令和2年度)	60 (令和8年度)
あいサポーター育成人数	人	229 (令和2年度)	3,000 (令和8年度)
就労移行率(就労支援センターの利用者のうち、就労できた方の割合)	%	69.4 (令和2年度)	80.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 障がいについて、理解を深める研修等に参加します。
- ▶ 障がいのある方に出会ったら、サポートが必要か声掛けします。
- ▶ 事業者は障がい者雇用に努めるとともに、事業所内での障がい者への理解の促進を図ります。
- ▶ それぞれの障がいに応じて、自立した日常生活や社会参加に努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市障がい者計画(障がい福祉課)
- 吉川市障がい福祉計画(障がい福祉課)
- 吉川市障がい児福祉計画(障がい福祉課)



第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障



施策の目的

- 生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を支援します。
- 医療保険制度の健全で安定的な運営をめざします。
- 老後の生活を支える年金制度の理解が深まることをめざします。

1 現状と課題

ライフステージの中のような様々な要因により、生活保護を受ける方は、近年増加傾向にあります。それぞれが抱える問題は、多様化・複雑化しており、自立支援についても経済的な自立以外に、健康や日常生活をより良く保持する日常生活の自立、社会的なつながりを回復・維持する社会生活の自立など、一人ひとりに合わせた支援を関係機関との連携を図りながら丁寧に進める必要があります。

また、経済的に困窮し、最低限度の生活の維持ができなくなるおそれのある生活困窮者への支援においても、スムーズに相談につながるよう関係機関との連携を強化するとともに、制度の周知に努める必要があります。さらに、子どもたちが自ら困難を解決する力を身に付け、将来に向けて希望や志を持てるよう支援する子どもの学習支援事業を継続して行い、経済格差から生まれる教育格差の是正に取り組む必要があります。

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康維持増進に貢献しています。後期高齢者医療制度の運営は、制度発足当時から広域連合によって行われ、国民健康保険制度も、平成30年度から制度の安定化に向けて、県と市町村による共同運営に移行していますが、今後、それぞれの保険財政の厳しさが増していくことが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となることが求められています。

また、老後や万が一の際の生活を保障する年金制度は、支え合いの制度であることから、適切な情報提供により制度の理解を図り、未加入者や保険料の未納者を減らしていかなければなりません。

2 施策の展開

(1) 生活保護制度の適正な運用

- ① 健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- ② 生活保護受給者の経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長するため、関係機関と連携を図りながら、支援・指導体制の充実を図ります。
- ③ 各種健康診査の受診勧奨など生活保護受給者の健康増進を図るとともに、医療機関への適正な受診の周知徹底を図るなど医療費抑制のための取組を行います。



(2) 生活困窮者自立支援事業の充実

- ① 相談者一人ひとりの状況に応じて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援します。
- ② 就労支援や住居確保給付金等により生活困窮者の自立を支援します。
- ③ 子どもの基礎学力の向上や進路相談など生活困窮世帯の子どもに必要な学習の支援を行います。

(3) 国民健康保険給付の適正化

- ① 生活習慣病を予防し、医療費増加を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上に努めます。
- ② 医療費の適正化を図るため、医療費通知やレセプト*点検等の充実に努めます。

(4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営

- ① 国民健康保険税の適正な賦課や収納率の向上等による財源確保を図り、健全で安定的な財政運営に努めます。
- ② 埼玉県後期高齢者医療広域連合との緊密な連携や被保険者の制度理解を図り、円滑に各種手続きを行うとともに、保険料の収入の確保に努めます。

(5) 国民年金の制度周知

- ① 年金制度が正しく理解され、適切な手続きや加入の促進が図れるよう、日本年金機構と連携し、広報活動に努めます。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
生活保護受給者と生活困窮者のうち、就労を契機に生活の自立を達成した方の割合	%	17.7 (令和元年度)	18.2 (令和8年度)
国民健康保険税の収納率(現年分)	%	95.2 (令和2年度)	96.5 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 支援の対象者は、支援者と共に自立に向けた目標達成をめざします。
- ▶ 各種健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進することに努めます。
- ▶ 保険制度や年金制度に対する理解に努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市国民健康保険財政健全化計画(国保年金課)
- 吉川市国民健康保険保健事業実施計画(国保年金課)



第5節 地域医療体制の充実



施策の目的

- 誰もが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。

1 現状と課題

地域医療に関して、近年の市民意識調査の結果を見ると、「かかりつけ医を持っている市民の割合」が増えています。核家族化や高齢化が進む中で、一層地域で適切な医療を受けられる環境が求められています。

救急医療体制については、第一次救急医療*である小児時間外診療や休日当番医診療は市内医療機関等の協力によって、また、第二次救急医療*は埼玉県東部南地区6市1町において輪番制による体制が確保され、それぞれ順調に運営されていますが、引き続き、地域の医療体制の充実を図るとともに市民に対する情報提供を行っていく必要があります。

2 施策の展開

(1) 医療情報の発信

- ① 健康・医療に関する情報を適切に市民に提供します。
- ② 医療機関の機能に応じた役割について、市民に情報提供します。

(2) 救急医療体制の充実

- ① 夜間や休日の救急医療体制の情報を発信し、適切な受診方法の啓発を図ります。
- ② 入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制の充実に努めます。

(3) 在宅医療の推進

- ① 住み慣れた地域や家庭で医療や看護を受ける在宅医療について、情報提供します。
- ② かかりつけ医の普及を図ります。



3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合 (市民意識調査)	%	57.7 (令和3年度)	65.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 日頃から地域医療に係る情報の把握に努めます。
- ▶ 疾病の治療や回復、健康保持に努めます。
- ▶ 相談しやすいかかりつけ医の確保に努めます。



保健センター



第6節 生涯を通じた健康づくりの推進



施策の目的

- 誰もが生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活できることをめざします。

1 現状と課題

高齢化や生活習慣の変化に伴い、疾病の内容や健康に係る問題についても変化しており、また今般の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症による健康危機など、様々な健康リスクへの適切な対応が求められています。

一方で、社会的な健康志向の高まりの中で、心身の健康の土台となる運動やバランスのとれた食生活の実践、歯や口腔内の健康保持など、一人ひとりの日常的な取組が一層重視されてきています。

このような中で、引き続き生活習慣病予防や疾患の早期発見・早期治療のため、各種検診の効果的な受診勧奨により更なる受診率の向上を図るとともに、予防接種や感染症対策、さらには市民一人ひとりの主体的な健康管理や健康づくりに関する重要性と正しい情報を市民に伝えていく必要があります。

2 施策の展開

(1) 生活習慣病予防の推進

- ① 食生活等の乱れによる肥満や生活習慣病予防の重要性など、健康に関する正しい情報を周知啓発します。
- ② 生活習慣病予防健診や特定健診*、がん検診の受診率向上を図ります。
- ③ 健診結果に対する保健指導の充実を図ります。
- ④ 自治会や関係団体等と連携し、まちづくり出前講座を活用した健康学習の機会を増やすなど、地域における健康増進を図ります。
- ⑤ 健康・体力づくりポイント制度*やウォーキングイベントなどにより、市民の自主的な健康づくり、体力づくりの促進に努めます。

(2) 感染症予防の推進

- ① 定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ② 任意予防接種の情報提供に努めます。
- ③ 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど新たな感染症に対し、市民の命を最優先とした迅速で柔軟な対策に対応が可能となるよう取り組むとともに、正しい知識や情報の普及啓発を行います。



(3) 食育の推進

- ① 子どもから高齢者まで生涯にわたって正しい食生活ができるよう、食育の重要性と具体的な食や栄養に関する啓発に努めます。
- ② 食文化の継承を図るとともに、「命をいただくことへの感謝」の心を育みます。

(4) 歯科口腔保健の推進

- ① むし歯や歯周病を予防し、8024運動*を推進するために、歯科健診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ② 生涯にわたって歯や口腔内の健康が保たれるよう、ライフステージに応じた取組を推進します。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
特定保健指導実施率	%	60.4 (令和元年度)	62.5 (令和8年度)
吉川市が実施する肺がん検診受診率	%	4.4 (令和2年度)	6.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 心身ともに健康に生活できるよう、自らの健康管理に努めます。
- ▶ 各種健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進することに努めます。
- ▶ 手洗い、うがい、正しい食生活といった疾病予防に努めます。
- ▶ 健康づくりを通じた交流に努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市健康増進計画(健康増進課)
- 吉川市食育推進計画(健康増進課)
- 吉川市歯科口腔保健推進計画(健康増進課)
- 吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画(健康増進課)



ワクチン接種会場



第7節 スポーツでつながるまちづくり



施策の目的

- 誰もが心身の健全な発達と健康の保持増進ができるよう、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。
- スポーツの活用により、多様な分野での地域課題の解決をめざします。

1 現状と課題

スポーツは参加することにより、心身の健全な発達と健康の保持増進につながることはもとより、観覧や活動支援など、気軽に触れ合い、親しめる機会があることで生活にうらおいをもたらすものであり、市民の幸福実感の向上に欠かせないものです。

また、スポーツの活用を通じ、福祉や地域の活性化など様々な分野での地域課題の解決も期待できることから、本市では令和3年1月に「吉川市スポーツ推進ビジョン」を策定し、取組を進めています。

引き続き、一人でも多くの市民が、気軽にスポーツに親しめるよう、ライフステージや多様なライフスタイルに応じたスポーツに触れる機会の拡充や、自主的なスポーツ活動に対する支援を行うとともに、活動の拠点となるスポーツ施設については、安全性、快適性、利便性等が求められることから、適正な維持管理や新たな活動の場の創出に努めていく必要があります。

2 施策の展開

(1) 健康・体力づくりの推進

- ① スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携を図りながら、健康の保持増進、体力づくり、生きがいつくり、仲間づくりにつながる各種教室やイベントの開催等のスポーツ事業を推進します。
- ② 誰もが参加しやすく、気軽に運動ができる機会をつくれます。
- ③ 週1回以上の運動が習慣となるよう、体を動かすことの効果やメリット等について市民への啓発に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援

- ① スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブ*の設立や運営を支援します。



(3) スポーツ環境の整備

- ① 体育施設、設備の安全な維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるよう管理運営に努めます。
- ② 多様なスポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。
- ③ 市民のニーズ等を踏まえながら、身近なスポーツ施設の整備・運営を検討します。

(4) 多様な分野でのスポーツの活用

- ① 多様な分野での地域課題の解決に向けて、スポーツを活用します。

3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
18歳以上で週1回以上の頻度で運動やスポーツを行っている市民の割合 (市民意識調査)	%	50.9 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

4 みんなでできること

- ▶ 自らの健康の保持増進を図るため、スポーツに対する関心や理解を深め、スポーツ活動への参加に努めます。

5 関連する個別計画・方針等

- きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市スポーツ推進ビジョン(スポーツ推進課)
- 吉川市スポーツ推進計画(スポーツ推進課)



市民体育祭

